

多賀町における主な補助・助成制度

各制度にはその他要件がありますので、詳しい内容については各課へお問い合わせください。

企画課 (有) 2-2018 (電) 0749-48-8122

運転免許自主返納支援制度	若者新築など住宅取得支援事業	若者世帯多世代同居支援事業
運転免許を自主返納された方へ、9千円分相当の愛のりタクシーの回数券を交付。申請期間は、返納日から1年以内、また、お試し自主返納をされた方へは4千5百円相当の愛のりタクシー回数券を交付。	令和5年1月2日から令和8年1月1日の期間に取得された住宅が対象。	多世代同居をするために住宅を新築・増築・建替えをおこなった若者世帯、またはその親世帯に対する助成金制度。住宅に課税される固定資産税相当額を助成。
■上 限 1人につきそれぞれ1回限り	■上 限 10万円／年（3年間）	■上 限 10万円／年（3年間）
木造耐震診断員派遣事業	木造住宅耐震改修など事業費補助金	空き家改修費補助金
昭和56年以前の木造住宅を耐震診断する診断員を無料で派遣。主に目視による診断。耐震診断により耐震性が不十分と診断された場合、耐震診断員が、耐震改修の補強案を作成し、その概算額を算出。	耐震診断で上部構造評点が0.7未満と診断された昭和56年5月以前の木造住宅に対して評点を0.7以上に引き上げる耐震改修工事をおこなう場合の費用を補助。（別途、割増補助あり）	空き家・空き地情報バンクに登録された空き家を購入し、移住・定住する方が、購入した空き家の改修工事をおこなう場合の費用を補助。
	■補助率 8/10 ■上 限 115万円	■補助率 1/2 ■上 限 50万円 ※若者世代、若者の場合、上限100万円
結婚新生活支援補助金	空き家住宅など除却支援事業補助金	
一定の基準（年齢・所得など）を満たす新婚夫婦の住宅賃貸にかかる費用や引っ越し費用を助成。	地域の生活環境に影響を及ぼす危険性がある空き家の除却費用を補助。	
■上 限 30万円	■補助率 1/2 ■上 限 50万円	

福祉保健課 (有) 2-2021 (電) 0749-48-8115

高齢者小規模住宅改造事業補助金	在宅重度障害者住宅改造補助金	障害者自動車ガソリン費補助事業
高齢者の排せつ、入浴、移動などを容易にするための住宅改修の経費を補助。	在宅重度障がいのある方が住宅改修をおこなう場合の経費を補助。	障がいのある方が所有し、運転する自動車のガソリン費の一部を補助。
■補助率 2/3 ■上 限 33万3千円	■補助率 2/3 ■上 限 46万6千円	
自動車訓練費助成金	自動車改造費助成金（介護用改造分）	日常生活用具給付事業
身体に障がいがある方の免許取得にかかる経費を助成。	身体障がいのある方が運転する自動車を改造する経費を助成。	在宅重度障がいのある方が日常生活用具を購入する経費の一部を助成。
■補助率 2/3 ■上 限 10万円	■上 限 10万円	
在宅障害児通学援助金	腎臓機能障害者通院費補助金	第3子以降出産祝金
自宅から通学する障がいのある児童の通学にかかる経費を助成。	人工透析法を必要とする人が、愛のりタクシーの停留所がない医療機関に通院するためにかかるタクシー費用を助成。	3人目以上の子を出産し、養育している方への祝金。
■助成額 町内への送迎…1千7百円／月 町外への送迎…4千円／月		■祝 金 第3子以降……5万円
育児用品購入助成金	多賀町風しん予防接種費用助成金	すい臓がん検査費用助成金
満2歳に達するまでの子を養育している方に、育児に必要な紙オムツ・粉ミルクの購入費用の一部を助成。	妊娠を希望する女性などを対象に、風しんに対する十分な免疫を持っていない方に対する風しん予防接種にかかる費用を助成。	40歳以上の方に対するすい臓がん検査費用の一部を助成。
■上 限 子1人につき2千円／月	■助成率 1/2 ■上 限 5千円	■上 限 1千円
妊婦・産婦健康診査費用助成金		前立腺がん検査費用助成金
妊産婦健康診査および歯科検診にかかる費用を助成。		40歳以上の男性の方に対する前立腺がん検査費用の一部を助成。
		■上 限 1千円
ピロリ菌検査費用助成金		がん患者医療用補正具購入助成金
40歳以上の方に対するピロリ菌の検査費用の一部を助成。		がん患者の皆さんを対象に、ウィッグ（かつら）や帽子、補正下着の購入経費の一部を助成。
■上 限 2千円		■上 限 1万円（1人につき1回の助成）
中度・軽度知的障害者社会生活支援補助金		骨髄移植ドナー支援事業
在宅の中度・軽度の知的障がい者およびその方と生計を一にしている家族が使用している軽自動車税などの相当額を補助。		骨髄などの提供による通院、入院などにかかる費用を助成。
■上 限 1万2千9百円 1人の知的障害者につき1台限り		■上 限 1回の骨髄などの提供につき14万円
補聴器購入費補助金		妊婦支援給付金
聴力機能の低下により、日常生活を営むのに支障がある方に補聴器購入費の一部を助成。		妊娠届出をし認定を受けた妊婦に5万円、出産予定日の8週間前の日以降、胎児の数の届出により一人当たり5万円を支給。（流産・死産の場合も対象）
■補助率 1/2 ■上 限 2万5千円		■妊婦支援給付金（1回目）妊婦 1人につき5万円 ■妊婦支援給付金（2回目）胎児 1人につき5万円
不育症治療用助成金		
不育症治療（検査）をおこなわれている夫婦に検査費用の一部を助成。		
■補助額 保険治療分1回5万円／年 保険外治療分1回10万円／年		

総務課 (有) 2-2001 (電) 0749-48-8120

感震ブレーカーなど設置事業補助金	
感震ブレーカーなどを新たに購入し、その居住する住宅に設置する方に補助。	
■補助金 補助対象経費の2分の1	■上 限 2万円

地域整備課 (有) 2-2583 (電) 0749-48-8125

合併処理浄化槽設置事業補助金	合併処理浄化槽維持管理事業補助金
家庭において、合併処理浄化槽を設置する経費の一部を補助。	家庭において、合併処理浄化槽を設置後維持管理する経費を補助。
■上 限 60～100万円（5～10人槽） 1人槽あたり9万円を乗じた額（11～50人槽）	■補助率 1/2 ■上 限 3～5万円

産業環境課 (有) 2-2030 (電) 0749-48-8117

小規模農地獣害対策事業補助金	農業用ビニールパイプハウス類設置等事業補助金	
農作物の栽培の場と生きがいを守るため、耕作地などに設置する獣害防護柵の設置などに要する経費の一部を補助。	野菜などの生産振興および事業の担い手育成のため、出荷用の施設野菜などの栽培に取り組む農業者・団体に対して、パイプハウスを設置する経費の一部を補助。	
■上 限 9万円 ■補助率 対象経費の2/3	■補助率 建設資材費の1/4 ■上 限 50万円	
新規就農者育成総合対策（就農準備資金）など		多賀町産木材利用住宅促進事業
町内に居住する50歳未満の方が新たに就農する際、今後、就農で生計が成り立つよう支援。		多賀町産の木材を利用して、町内に住宅の新築などをする方に対する助成。
■上 限 1～3年目：165万円（最長2年間。前年の所得に応じて給付停止の場合あり）		■助成額 多賀町産木材購入費の2/3 ■上 限 100万円
多賀町新生児用木製品給付事業	農業用機械等導入支援事業費補助金	農業者大型特殊免許等取得補助金
多賀町で出生した乳児を対象に、多賀町産材を利用した「お食い初めセット」、「KUMINO」、「足形・手形木製盾」を贈呈。	農業者がおこなう農業用機械の導入に要する経費の一部を助成。	大型特殊免許など農業機械の免許取得に要する費用の一部を助成。対象の免許は、大型特殊免許・けん引免許。
■対象者 福祉医療費受給券（乳幼児）の交付を受けた者。 ■内 容 ①お食い初めセット（茶碗、汁椀、平皿、盆、杓文字の5点セット②KUMINO（木組みの積み木14ピース） ③足型・手形木製盾 ※第1子は①と③、第2子以降は①か②のどちらかと③）	現在、要綱改正中のため、要綱が確定しましたらホームページなどでお知らせいたします。	■対象者（以下の条件を満たす方） ①普通免許を取得している。 ②補助対象免許を取得していない。 ③町税などを滞納していない。 ④農業組合長などからの推薦を受け、地域の農業を担うと見込まれる。 ■補助率 1/2 ■上 限 2万5千円

文化まちづくり課 (有) 2-2012 (電) 0749-48-8118 (F) 0749-48-0594

住宅リフォーム補助金	がんばる商店応援補助金
町内の業者を利用しておこなう住宅のリフォームにかかる費用を補助。※令和8年度からフェンスが対象外になるなど要綱が一部変更になっております。	町内商業の賑わいを創出するため、町内の商店が店のしつらえ、迎客装置の設置、新規開業をおこなう場合の経費の一部を補助。
■補助率 50万円以上の経費に対して1割補助 ■上 限 20万円	■補助率・上 限 事業によって異なる。

教育総務課

(有) 2-3746 (電) 0749-48-8123

多賀町第3子以降の給食費の無償化制度
第3子以降の保育所・こども園の給食費を無償化。

学校教育課 (有) 2-3741 (電) 0749-48-8123

多賀町育英資金制度	就学援助制度	特別支援教育就学奨励費補助金
経済的な理由により、高等学校・大学などの就学に必要な費用の負担が困難な場合に、自己負担経費の一部を補助。	経済的な理由により、負担が困難な小中学校の就学に必要な費用（学用品費・通学用品費・新入学児童生徒学用品費など・郊外活動費・修学旅行費・学校給食費・オンライン学習費）の一部を補助。	特別支援学級に在籍している児童・生徒の経済的な負担を軽減するため、学用品購入費や学校給食費などの一部を援助。
■補助額 高校生・高等専門学校生…3千5百円／月 専門学校生・大学生など…1万4千円／月	■補助率・上 限 科目によって異なる。	■補助率・上 限 科目によって異なる。

税務住民課

(有) 2-2031 (電) 0749-48-8114

人間ドック・脳ドックなど健診費用助成制度	子育て応援医療費助成
多賀町国民健康保険および後期高齢者医療保険の被保険者を対象に、人間ドック・脳ドックなど健診費用の一部を助成。毎年4月申請受付。	町内在住の小中学生の医療費自己負担分を全額助成。
■補助率 1/2 ■上 限 2万円（日帰り・宿泊ともに）	■上 限 なし

生涯学習課

(有) 3-3746 (電) 0749-48-8130

スポーツ・文化大会など出場激励金
スポーツ・文化大会などに出場、出展する町内に在住する個人および町内に在在する者が所属する団体に対して、激励金を交付。
■支給額 個人…5千円～2万円 団体…3千円～10万円